

## 【神科小学校 いじめ防止等対策マニュアル】

### 1 いじめ防止等対策の基本方針

#### 〈いじめの定義〉

**いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの等も含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的/心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起こった場所は学校の内外を問わない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める事を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### 〈基本方針〉

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができる、いじめのない学校を作るために、「上田市立神科小学校いじめ防止等対策基本方針」を策定する。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌に、『いじめ等対策校内委員会』を設置する。構成員は、教頭・教務主任・生徒指導係主任・対象児童学年主任・対象児童学級担任・(必要に応じて養護教諭等)とする。また、状況によっては、市教委とも連携を図り、教育委員会主催による対策委員会を設置して対応する。その場合の構成員は、・校長・教頭・教務主任・教務副主任・養護教諭・人権同和教育係主任・生徒指導主任・学校評議員・民生児童委員・主任児童委員・PTA三役とする。必要に応じ、関係する児童の保護者及び神科交番所長や心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

### 3 具体的ないじめ等防止のための方策

#### (1) 子どもたちへの指導

- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、互いに大切にしたい、学級の一員として自覚できる学級づくりを行う。
- ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切にしたい心(みんなかけがえのない存在であることを理解)を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育てる。年2回のなかよし旬間・月間(7月・11月)には、全児童と相談の機会を持つとともに、人権同和教育の授業を保護者・地域の方々に公開し家庭でも話題にしたい。

- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「見て見ぬふり」は “いじめ” をしていることにつながることや、“いじめ” を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥ 情報教育では、“情報モラル” 指導用教材などを使い、“情報モラル” を守ることの大切さを指導する。
- ⑦ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、日記や保護者からの連絡を丁寧に扱う。
- ⑧ 児童会による、なかよしづくりにかかわる様々な活動や学年・児童会の社会福祉施設との交流など、子どもたちの計画した活動を大切に扱う。
- ⑨ “いじめ問題” の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTA集会や学校だより、ホームページ等を通して伝える。
- ⑩ 年2回のなかよし週間・月間にあわせてアンケート（いじめも含めて）を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑪ 年1回、「相談週間」を実施し、児童とのコミュニケーションを深めるとともに、児童の実態を把握する。
- ⑫ 全校でQ-U検査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にとらえて、必要な児童への支援を行う。また、検査結果を有効活用するために、結果のとらえや分析、また、カンファレンス等の具体について学ぶ職員研修を行う。
- ⑬ いじめを早期に相談できるように指導しておく。
- ⑭ 差別を許さない子どもたちに育てていく。

## (2) 早期発見・早期対応のための方策

- ① 職員会議の時間に、児童理解の時間を設け、“生徒指導委員会” “いじめ不登校等校内委員会” “生徒指導委員会” “校内支援委員会” 等からの報告をもとに、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会で情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に子どもたちに声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③ いじめに関するアンケート（学期1回）やQ-U検査の結果（年2回実施）等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

## (3) 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“～全校のおともだちへ～困っていることがあれば〇〇先生へ声をかけてください。・・・などという相談窓口” の表示等を工夫する。
- ② 11月に相談週間をとり、養護教諭との相談の機会を設定する。
- ③ 全職員、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会議で名前が挙がっている子ども” に積極的に声がけを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告する。教頭は、即時、該当委員長に連絡し、委員会を通して協議し、全職員で情報を共有する。

## (4) 職員研修

- ① 城東地区学校職員会人権同和教育研修会【7月】（城東地区学校職員会開催日）  
城東地区の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。携帯やインターネットをめぐる問題についても研修を深める。

- ② 学級経営研修 Q-U検査の分析法や集団作りへの活用方法等の理解  
学級経営の中間見直しの一つの資料とし、個別の指導方針や芽球経営に対する課題設定をするためにQ-U検査を実施する。外部講師を招き、Q-U検査の分析法と活用方法を学び、いじめ等が心配される児童を把握する。
- ③ 人権同和教育に関わる参観授業実施【11月】  
11月の参観日で、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後の学級学年PTAでは、人権感覚を養うための話、携帯やインターネットをめぐる問題についての研修をする機会をとる。
- ④ 五中区ブロック人権同和教育研修会【11月】  
五中区ブロックで、人権同和教育の授業をとおして、人権感覚を養う授業はどうあったらよいか等研修を深める。

## ※ 重大事態が発生した場合の対処

- (1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。
- (2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“神科小学校の「いじめ等対策委員会」を母体とする組織”を設置し、調査・報告・対応に当たる。
- (3) 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。
- (5) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。
  - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
  - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

※ “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「神科小学校いじめ対応マニュアル」「補足」にしたがって、迅速に対処する。

## ※ いじめが発生した場合の報告

- (1) いじめの認知事案については、月ごとにまとめて翌月の初めに上田市へ報告する。
- (2) たとえ児童同士で解決した事案であっても、冒頭に記述されているように、一方が、あるいは両方が心身の苦痛を感じたものであれば、軽微なものであっても報告の対象となる。
- (3) 認知段階は三段階で、Ⅱ、Ⅲの段階と判断されるものは、別に詳細について報告書を提出する。
- (4) 別紙の報告書(上田市の書式による)が職員室南口左の書架に保管されているので、認知した事案についてはできるだけ速やかに状況を記入し、校長と教頭に報告する。